

発信日：令和6年6月25日

報道機関各位

三条信用金庫

「令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金」制度の公募開始と
同制度による融資の取扱い開始について

三条信用金庫(理事長 白倉徳幸)は、経済産業省の補助事業である「令和6年度 省エネルギー設備投資利子補給金」制度において、昨年度に引き続き指定金融機関に採択されました。これにより同制度を活用した「さんしん省エネルギー設備融資」の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

本制度は、エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備の新設や増設をするための設備融資に対して、最長10年間、最大1.0%の利子補給が受けられるものです。

当金庫は持続可能な社会の実現に向け、「三条信用金庫 SDGs 宣言」及び「三条信用金庫ゼロカーボン宣言」に基づき、環境配慮や脱炭素に関して取り組む取引先を積極的に支援してまいります。

記

【制度概要】

所轄省庁	経済産業省 資源エネルギー庁
対象事業	以下事業への融資が対象 ・エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 ・省エネルギー設備を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 ・データセンターのクラウドサービス活用やEMS導入等による省エネルギー取組に関する事業
融資資金用途	対象事業に該当する省エネルギー設備の新設・増設に関わる経費及び付帯事業
融資利率	当金庫所定利率（固定金利）
利子補給率	最大1.0%
利子補給期間	最大10年間（導入設備の法定耐用年数が上限）
受付期間	第1回 2024年5月24日～6月21日 第2回 2024年6月28日～8月9日 第3回 2024年8月中旬～9月下旬（予定） 第4回 2024年10月上旬～11月上旬（予定） ※国の予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって受付は終了となります。

以上

(担当：営業統括部 和田、加藤)

